

平成17年度高等専門学校機関別認証評価委員会（第1回）議事録

- 1 日 時 平成17年5月31日（火）10:00～12:30
- 2 場 所 学術総合センター 11階 1113・1114会議室
- 3 出席者
（委員） 青木，神谷，神野，佐藤，椿原，徳田，中島，長島，松爲，室津，
安田，柳，四ツ柳，米山，渡辺の各委員
（事務局） 荒船理事，長谷川理事，野澤教授，加藤評価事業部長，
八田評価第2課長
- 4 議事内容（○：委員，●：事務局）

○委員長 これより本年度の認証評価委員会第1回を開催します。

本日の議事は，（1）評価部会の体制等について，（2）専門委員の選考について，（3）評価担当者に対する研修についてです。

それでは，まず，認証評価機関としての認証の状況について事務局から報告をお願いします。

● それでは，当機構が文部科学省に対して申請をしております認証評価機関としての認証についての現況を報告します。

まず，3月30日付けで文部科学省に対して，高等専門学校の評価を行う認証評価機関としての認証の申請をしており，5月23日に，中央教育審議会大学分科会の評価機関の認証に関する審査委員会によるヒアリングが行われました。今後，同委員会におきまして，6月に再度審議が行われるとのことであり，高等専門学校の評価を行う認証評価機関としての文部科学省からの認証については，当初予定の5月下旬から，6月中下旬にずれ込むと考えております。

いずれにいたしましても，平成17年度の高専の認証評価を遺漏なく実施していくために，今後とも各種準備を進めてまいります。

○委員長 文部科学省による認証に関して，特別なことがあって遅れているわけではないということですが，スケジュールを考えると，今ごろ認証を許可するかどうか議論していたのでは困るわけですが，その辺はどうなっているのでしょうか。

● 当初は文部科学省の中央教育審議会大学分科会の審議を経て，認証の可否を判断するという段取りでしたが，今年度から分科会の中に審査委員会を新たに設定し，そこで審議を行うということになりました。そうした経過で，第1回の審査委員会が，ヒアリングという形で，5月23日に設定されたということです。

今後，文部科学省の話では，6月中には第2回の審査委員会を開催し，今回の認証評価の申請についての可否を判断した上で，大学分科会に上げるという予定で，おそらく6月中には認証されるものと考えているところです。

ヒアリングの際は，特に，校長がしっかりとリーダーシップをもって学校運営に当たる仕組みになっているかといったところが，今後の学校運営の非常に大事なポイントになっておりますので，当機構の認証評価では基準や観点をどのように取り扱っているのかといった質問がありました。

これについては、具体的に校長先生のリーダーシップという言葉はありませんが、基準11の管理・運営や幾つかの基準の中に質の向上・改善などという観点も盛り込んでおりますし、非常に大事なポイントであるという認識のもとに、十分、分析・評価できる仕組みになっているという説明をしております。

○副委員長 校長のリーダーシップが問われたというご説明だったのですが、実質的に校長は全人事権を持っており、また、高専機構理事長から教育に関する全権を委任されています。したがって、リーダーシップがないはずはないので、それが書かれていないだけの問題ということを、どこかでご説明いただければと思います。

○委員長 高専を評価の対象とするのは、大学評価・学位授与機構だけですか。

● 高専について、私どもの機関が初めての認証評価機関として申請をしたものですし、当機構以外は、おそらくないのではないだろうかと思っております。

それから、リーダーシップについてですが、大学と短期大学について機関別認証評価の申請をした際にそうした議論がありました。特に高専だからという意味ではなく、中教審の認証評価関係の委員から、そうした問題意識のもとに、今回高専についてのご質問があったということです。

○副委員長 評価に当たった大学の先生方は、高専の校長がそこまでの権限を持っていると知らなかったという反応があります。多くの学校が運営委員会という、大学で言う評議委員会のようなものを持っていますが、校長がほとんど拒否権に近い全権を持っています。したがって、校長だけは、法律の外、学内ルールの外にいます。

○委員長 今のような高専の実態を紹介していただくべきなのでしょう。

それから、特に専攻科課程の学生の質に対しては、大学の教授の中にはかなり誤解もあるように感じています。レベルが非常に高いということを十分認識していない。

○副委員長 ですから、評価の結果の中で学生の質を公表し、世の中に認知してもらったほうが、ある意味で誤解を招かないと思います。

今、高専の学生たちが、本科を卒業してから進路で非常に苦慮しているのは、技大との関係です。むしろ専攻科にいい学生が行ってしまうという実態を把握していただきたい。

それから、7つほどの高専に協力をお願いして、席次1番から40番までの学生が本科卒業後の進路について調べたデータがあるのですが、多くの高専で、トップクラスは大学へ行き、上位1割以内は就職する。これも、昔から高専の本科卒業生の良さを企業が見ており、それを採っていくということでしょう。そういう傾向があります。

ですから、日本の技術者教育全体の中で言うと、本科を卒業して就職した優秀な学生たちの生涯教育を考えていったほうが、日本全体の技術者人材を育成する上で非常に大事だと思います。その他も少しずつ整備されておりますので、高専の学生や先生方の教育力の実態を把握した上で協議をいただくのがいいでしょう。

○委員長 それでは、議事に入ります。まず、評価部会の体制等について、ご説明願います。

○ 評価部会の体制ですが、まだ正式に認証評価機関としての認証を受けていない段階です。各高等専門学校から今年度の申請の受け付けを正式にはしていません。平成17年度高等専門学校機関別認証評価を遺漏なく行うために、想定の中で準備を進めていくという段階です。

それでは、参考資料1と3をご覧ください。

参考資料1「評価部会及び専門部会の編成について」において、評価部会は、全体として10名程度で構成し、1評価部会当たり原則として7～8高等専門学校を上限として担当することとなっております。国立17校、私立1校、合わせて18校です。6校程度、3つの部会に分けるのが妥当だろうと考えております。

18校のうち、金沢工業高等専門学校以外は、すべて専攻科を持っており、学科、専攻科の構成の大枠としては、ほぼ似た状況にあると思います。また、商船高等専門学校が富山商船高専と広島商船高専の2校ありまして、これは一つの部会に入れております。

このような形で、部会の構成を全体として考えてみませんと、評価部会を構成し、評価を担当する委員の選出も難しいので、担当する各高等専門学校を学科構成、地域との偏り等を配慮しまして、この案を考えているところです。

それから、資料3の右側の②各評価部会の構成については、参考資料2「高等専門学校機関別認証評価委員会専門委員の選考方針について」をご覧ください。

選考方針の「委員の選考に際しての留意点」の中では、高等専門学校関係者と高等専門学校関係者以外の有識者とのバランスをとること、高等専門学校関係者については、国公立のバランスをとること、性差や地域性についても配慮することが上がっております。

それらのことから、資料3の②各評価部会の構成は、認証評価委員会の先生3、4名プラス専門委員11、12名の合計16名程度を考えております。それから、国公立のバランス等も配慮いたしまして、国立高専、公立高専、私立高専の関連の方をそれぞれ、7名、1名、1名、学協会、有識者、機構教員の方をそれぞれ、5名、1名、1名という配分を考えているところです。

また、申請を予定している18校の学科構成の状況を見ながら、機械系、電気・情報系、土木・建築系、物質化学・材料系、商船系、それから一般科目、有識者、機構教員という形で、委員の専門分野構成を考えております。機械、電気・情報、土木・建築、物質化学・材料を中心としたところがほとんどですので、各部会とも平等、公平な審査になるように、同じような人員構成を立てたいと考えているところです。

ただ、商船高専が入っているところは、商船の専門分野をお持ちの先生に入っていたくことを考えており、その分機械工学系が少なくなっております。

また、財務専門部会の構成としまして、認証評価委員会の委員の先生2名と3、4名の専門委員を考えているところです。

○ 資料3を拝見しますと、第1部会なら第1部会で、3つのグループに分け、1人の委員が2つの高専を見るという形を考えていますか。

○ 1人の委員に最低2校は見えていただきたい。ただ、ぜひ私は3つ見たいという先生がいたときには、2つ以上を見ていただくと考えております。

○ 一般科目の先生が2人ですが、3つに割ってしまいますとゼロのグループができます。

○ 先生方のご事情にもよるかと思いますが、一般科目の先生には積極的に3つに参加していただくと考えております。

また、実際には、一般科目のうち文系の国語や英語については、それなりの先生に見ていただく必要があるかと思いますが、物理系や数学系等については、専門の先生でもある程度のことはおわかりになるのではないかと考えております。

○ 専門系という意味ではなくて、一般科目の先生方は、低学年の教育に関してこうであるという目でご覧になります。そういう意味からバランスを考えると、電気・情報系を3にしてもいいから、一般科目を3にするほうがむしろ好ましいと思います。

○ 委員長 一般科目の先生方に、できるだけ3つぐらい見ていただきたいと考えていらっしゃるということですね。数から言うと、最大6つです。

それから、一般科目の定義は、大学の教養課程の中の語学、数学、自然科学を担当するものを言うのですか。

○ それも入りますし、高専の場合には、社会科学に相当するようないわゆる高校の教育部分をご担当になる先生がカウントされます。

○ 副委員長 確かに比率から言うと、5年の課程の中の3年間がいわば高校課程ですから、

もう少し一般の先生方の比率を増やしたほうがいいと思います。

○ 実際の訪問調査としては、2校以上に行っていただくという基本原則ですが、自己評価書をチェックし学校の状況について分析的に見ていただくことについては、部会として6校をご担当いただくという考えがあります。

○副委員長 一般の先生方は、3部会あれば、3名はいたほうがいいということになり、1人で6校も行く。

○ いえ、1部会に2名ずつ一般科目の先生がいらっしゃいます。

○委員長 この表では6名が既に想定されている。したがって、それぞれお二人ずつ配当されている。その方は、1つの部会の中の6つの高専については、書面では全部見ていただく。それで、訪問調査に関しては、できるだけ3校を見ていただく。

○ 2人配当されている一般の先生が、実際に書面を見るときは、一般の部分、専門の部分という意味で自己評価書が分かれているわけではないので、6校全部を読まなければならない、限られた期間の中では、書面上の評価ができないのではないかという懸念があります。別の考え方を出不ないと、2人ではやりにくいのではないかなと思います。

○ 専門分野の先生方それぞれにも、低学年部分の一般教育についても見ていただかなければいけませんし、そういう意味では、どの先生も、機関別認証評価としての学校全体の様子をチェックしていただくのが基本原則です。もちろん専門としての教育の部分について、内容、目的に沿った授業形態がとられているか、専門に則して見ていただく部分もあります。そういう意味では、各評価部会の16名の先生におかれては、偏ることなく見ていただくのが大原則と思っております。

○委員長 実際に一般科目をご担当していない方も、低学年部分に関しても見ていただき、その中で、一般科目を担当されているお二人の方は、専門度が特に高いので、それだけ深く見ていただくということでしょうけれども、すべてに目を通さなくてはいけないということについては、一般科目の担当者以外も同じであるということが言えます。

○ 結局、2つずつ3組ができます。3つに割ったうちの1つのグループは、一般の先生が入らない形で自己評価することになるのですか。

● 各部会で6校を2校ずつ分担する3チームに分けて、実際に評価に当たるということではなく、6校を部会全体のメンバーで審査していただくことが前提です。

ただ、実際に現地に行って調査をする場合、また自己評価書を分析する場合、1人の方が全部を均等に、同じようにしっかり見ることになるのと相当負担の大きなものになりますので、分担体制で、主として担当いただくところをおそらく2校程度、また一般教育の先生については3校程度を見ていただきます。

そうした分担の中で、実際の訪問調査に当たっても、特定のチームに区切って訪問調査に当たっていただくという形でなく、実際の主たるご担当の先生にお願いしながらも、全体としてバランスがとれた形で訪問調査を行い、総括はもちろん部会全体としてご審議いただき、最終的な委員会に出す評価報告書案の審議をしていただくという体制で、明確に各部会に6校が張りついている。したがって、3つのいわば小部会を設けて、1人が2校を見るということではなく、全体としてご覧いただくということです。

その中で、一般教育科目については、十分バランスを考慮し、各部会には、認証委員会の委員の先生からも数名ずつ入ることですので、全体としては、一般教育科目2名掛ける3部会ですから6名ですが、これで十分ではないのかという判断で、原案としてお諮りしているとご理解いただけたらと思います。

○ 去年の試行の際には、自己評価書を5、6人で評価しました。今回は、部会長が、専門委員に対して同量の分担をさせるというのは決められるのでしょうか、全員が6校分を見るということではないと思います。

そうすると、一般の先生が2人ということ を考慮すると、3校ぐらい持つこともあり得ると思うのですが、限られた時間の中、ほかの仕事も先生方は皆お持ちだとすると、やはり5校、6校全部に目を通すことは大変で、実際は評価できないと思います。きちんとした評価をするのであれば、それなりにきちんとした体制をつくるのが基本だと思います。

○ 高専とは一般と専門の融合が非常に重要になるところで、専門からの見方や一般からの見方は、高専の先生方の気持ちもですが、非常に難しい。一般の委員は2人でももちろん構わないのですが、試行のときも、現地に行ってみることが大分多いので、お二人の先生がどの学校も現地へ行かれるよりは、3校ずつにしたほうがいいと思います。

○委員長 運用上、現地はなるべく3校を見ていただくようにする。それから、確かに専門科目と一般科目のつながりについて、実際には、自己評価書などの評価は、一般科目の先生方に変な労働を課することになるかもしれませんが、2名を3名にするということは、構成上もかなり難しいところがあるのでしょうか。

○ 現実的なやり方としては、非常に厳しいところがあります。ピア・レビューの専門家として専門委員のご推薦を国立、公立、私立の各高専にお願いしたのですが、一般科目担当者として推薦された候補者が非常に少数で、現状でかなり厳しいという状況です。もし3名ということでしたら、また改めてご推薦を依頼するという手続も必要になってくるかと思っております。

○委員長 ご指摘にありましたように、一般科目担当者に関しては大変ご負担をかけるであろうということ、それから専門科目と一般科目のつながりの部分は非常に重要であるということ、十分認識した上で、あとのいろいろな評価にかかわっていく必要があるかと思えます。諸般の事情から、できればこの原案をお認めいただきたいと思えます。

○副委員長 今後の問題として、委員推薦の依頼を出すときに、一般の先生方が薄くならないような募集のかけ方をぜひお願いしたいと思えます。

○委員長 ぜひこれは来年度に向けて、取り入れていただきたいと思えます。

それでは、次の議題に入ります。資料4の専門委員の選考についてです。選考委員会委員長にご報告をいただきたいと思えます。

○副委員長 それでは、専門委員の選考の結果についてご報告を申し上げます。

まず、委員会では、選考委員会の委員長を互選し、私が引き受けることになりました。

選考については、参考資料2の「高等専門学校機関別認証評価委員会専門委員の選考の方針」及び参考資料3の「専門委員候補者の選出について」の2つの方針に基づき、国立高専機構、公立高専協会、私立高専協会、経済団体連合会、経済同友会、学協会552団体からご推薦いただき、全部で2,500名の候補者の中から選考に入りました。

そして、事務局のほうで予備的に整理いただいた中から選考を進めました。

それで、学科の構成とか地域性を考慮し、18校を3つのグループに分け、各分野ごとに必要な人数を算出し、そこへ評価部会に所属していただきたい評価委員会委員を専門分野に沿って当てはめました。それから、国公私立高専のバランス、高専以外の方の人数、地域性などを考慮しつつ、不足した人数分の委員を選考し、評価部会の構成を考えました。

なお、3名ほどの委員は評価部会には所属しないで、全体の調整に当たる役割を担うということにしました。

評価結果は、資料4のとおりですが、その際、この委員会で行った審査の方針は4項目です。まず、第1項目は、17年度に認証評価を実施する高専に所属する教員は、委員から除いております。

第2項目は、評価の経歴を考慮しました。例えば、昨年専門委員にはなるべく継続してご参加いただく。これは、ノウハウのほかに、一貫性を考慮するという配慮をしました。

第3項目は、校長先生を除く。ただし、公立高専所属の先生については、今回、国立高

専主体の審査では特別支障がないということで加わっていただき、ほかの校長先生方については除いております。

最後に、部会内の調整を行うために、機構の先生2人に加わっていただくように選考しました。

この4つの指針を確認した上で、現時点での専門委員の区分別、地域別の内訳について整理した一覧表が資料4の4枚目です。各分野、各地域、それから第1部会、第2部会、第3部会への配当、評価委員会の委員の先生方の分野ごとの分担軸をあわせてみますと、5枚目の図のようになります。

下に脚注がありまして、評価部会に属せず、全体調整を行う委員を3名おくということにしました。

なお、まだご内諾いただけていない先生方が数名いらっしゃいますが、その場合の再選考については、専門委員会の委員長にご一任をお願いしたいと思います。

また、選考委員会で委員を決定してから、交渉の過程で辞退されて変更した者が3名いました。

あとは、財務専門部会の関係の調整を今行っているところです。

選考委員会からの報告は以上です。

○委員長 2,500名の推薦があったということですが、高専の先生方はほとんど推薦されてきたということでしょうか。

● では、推薦団体からの推薦人数の内訳について説明いたします。国立高等専門学校機構からは35名、公立高専協会からは5名、私立高専協会からは9名、経済団体連合会からは14名、経済同友会からは2名ご推薦いただいております。あと学協会が552団体ですが、こちらは大学、短大、高専の委員を同時に推薦いただきまして、その方々が2,396名となっております。以上を合計して、2,461名のご推薦がありました。

○委員長 先ほどの公立高専の校長先生の扱い方が、私は十分に理解できなかったのですが、どういうことですか。

○副委員長 専門委員として校長先生を選ばないという方針ですが、評価委員としてご担当いただきます。

● 評価委員会委員に評価部会も担当していただくという形です。

○委員長 評価委員会から入った委員ですね。

● 資料4の最後のページに、1から3までの評価部会に対して、評価委員としてお入りいただきたいと考えており、右に「評価委員」「専門委員」と書いています。「評価委員」のところですが、こちらの先生方については、評価部会にも所属していただきたいというものです。

資料の一番下のほうに、※印で書いてありますが、全体を調整するということで、3名ほど評価部会には所属しないという形で整理しております。

○ 専門委員の候補者の内訳が学協会10名となっておりますが、厳密に言うと、学協会の推薦団体に入っているのは9名で、あと一人東京都教育庁の方が入っておられますので学協会等になる。こういう方にご協力いただけるのは大変結構なことだと思います。

○副委員長 東京都教育庁の方は、去年に引き続き一般科目のご担当になります。

○委員長 女性の委員が2名だけですが、推薦者そのものが少なかったのですか。

○副委員長 一般科目は、募集のときに高専に、そこに留意してご推薦をお願いしますということをご配慮いただきました。

○委員長 JABEEの審査等もあって、専門評価は先生方も大分なれてきたと思います。しかし、JABEEは一般科目を扱いませんので、そちらはトレーニングができていないのでしょうか。そのため、意図的に強化する必要があると思います。

では、これをお認めいただきたいと思います。

さて、評価担当者に対する研修についてのご説明をお願いします。

● 資料5の評価担当者に対する研修（案）について説明いたします。評価担当者に対する研修については、機構がより実効性、信頼性の高い評価を実施するために、評価担当者が共通理解のもと、公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるように、認証評価の目的、内容、方法等について十分な研修を実施することを趣旨としています。

対象としましては、評価委員会の委員及び専門委員です。

実施日時等については、先生方の日程を確認し、7月11日（月曜日）と翌日7月12日（火曜日）の開催をご了承いただければと考えております。なお、都合のつかない委員の方々については、別途日程調整の上、実施を考えております。

実施会場については、KKRホテル東京です。

内容については、7月11日の午後から認証評価に関する総論的な説明を行い、7月12日の10時から10時半に第1回目の評価部会を開催し、部会長と副部会長の選出等を行った後、より具体的な評価の留意点やシミュレーションもあわせて研修を実施したいと考えております。

○委員長 評価に当たられる方は、原則として全員参加していただくのですが。

● そうです。1日目については、認証評価に関する総論的な説明ですので、評価委員の先生方については十分ご承知かと存じますが、2日目については、日程がつく限り1回目の評価部会にご出席を賜りまして、その後の研修にもご参加いただければと考えております。

○委員長 研修の講師は、どなたが担当されるのですか。

● 機構の先生方にご説明をいただきたいと思いますと考えております。

○ 去年とどのように、大きく違うのか、ほとんど変わらないのか、研修を受ける前に、心構えをしておきたいのですが。

○ 基本的な構成等については、それほど大きく変わっておりません。選択的評価基準や基準の表記の仕方で、多少ニュアンスが変わったところがあります。

それから、具体的に評価を行う作業に当たり、観点に基づいた分析表記の仕方も17年度は少し工夫する必要があります。昨年度は、複数の観点にまたがっていたものを一緒にしたところもありますし、また、1つの観点を幾つかに分けたところもあります。そういう意味で、評価や表現の仕方が若干変わってくる部分もあるかと思いますが、原則、全体の構成とチェックする観点の内容については、大きく変わっていないというところです。

○委員長 評価担当者に対する研修は、我々が担当する高専だけではなく、大学、短大でも同じようなスケジュールで実施しようとしているのでしょうか。

● 日程は別ですが、大学、短大も同様の構成で研修をする予定です。

● 大学については、初年度ということと、7年以内かどうかということで、17年度の対象校が4校で、短大については2校となっております。したがって、評価担当者の対象者数はおのずと小規模ですが、同じような形で研修を実施して、自己評価等に入っていたくことを予定しております。

○委員長 それから、対外的にこういう研修を実施したという実績をつくることも非常に大事なんでしょう。

● 委員会の委員の先生方には、初日は基本的なところということで、可能な範囲でご出席をいただければと思っておりますので、別途ご日程についてお伺いした上で、ご参加いただくということをお願いしたいと思います。

○委員長 それでは、評価担当者に対する研修についてお認めいただいたことにさせていただきます。

次は、成績評価などの適切な実施にかかわる根拠資料の取り扱いについて、ご説明をお願いします。

○ これについては、4月25日の認証評価に対する説明会の折に、いろいろ質問がありました。そのときには、成績評価が適正に行われているかどうかについて、機構として答案を保存することを求めているのかを問うような質問がありました。そういうことを踏まえ、もう一度確認する必要があるだろうということです。

それから、大学、短大等においても、同様に成績評価の適切な実施に対する根拠資料の扱いについては、大学評価・学位授与機構としての統一的な見解を持つ必要があるということもあり、内部で検討しているところです。その検討の一端をご紹介しながらご意見をお伺いしたいと思っております、これについて決めるとのことではございません。

まず、資料6ですが、成績評価等の適切な実施に係る根拠資料（試験答案等）の取り扱いについての案という形で、提出いたしました。

1の、成績評価等の適切な実施、基準5-3及び5-8に関する根拠資料等については、下記の「自己評価の根拠となる資料・データ等の収集・調査について」の一般原則を踏まえた上で、次のように取り扱うものとすると考えております。

一般原則としては、自己評価書に示された根拠資料・データを見て、書面調査による分析を行います。それでは不足するというときに、訪問調査に先立って補完的な資料を収集するとともに、訪問調査の際に、必要に応じて、現地においてのみ確認が可能な資料を調査するというやり方です。

また、資料・データ等の確認については、機構の認証評価は、各高等専門学校の現状について、自己評価に基づく評価です。そういう意味から、教育研究活動の個性化や質的充実に向けた、高等専門学校が独自に行っている主体的な取り組みを支援・促進するためのものです。基本的な観点に従って分析を行う際には、当該観点の状況を明確に示す根拠資料等が必要になりますが、自己評価に基づく評価の基本的な方針から、何をもって根拠資料等とするかは、高等専門学校自らが判断するものです。

そして、教育研究活動の状況、現況を示す資料の保存については、これも各高等専門学校での資料の保存ということ自体も教育研究活動の一環であるというとらえ方に立つと、学生や社会に対する説明責任を果たすとともに、教育の改善に資するという観点から、各高等専門学校が、その範囲や保存期間をみずからの判断で定めているものと考えられます。機構側において、これを指示する性格のものではないというのが、基本的な考え方です。試験答案に限らず、いろいろな根拠資料や会議の議事録にしても、各高等専門学校の教育活動の一環として、それらがなされていると考えております。そのような現状を、認証評価で見させていただいて、評価をしていくという形になるかと思えます。

この一般原則の上で、成績評価等が適切に実施されているかどうかについて、成績評価等の適切な実施に関する根拠資料として何を用いるかは、各高等専門学校が判断するものであり、機構の認証評価を受けるに当たり、必要な資料として保存すべき試験答案の範囲や保存期間を、機構側が指示するものではないということです。成績評価等が適切に行われていることを、何らかの形の根拠資料とともにお示しいただければ結構です。

ただ、根拠資料として納得できないものがあるという部会の委員の先生方のご判断であります。別の資料を訪問調査当日に見せていただくとか、そういう段取りになろうかと思っております。そういう意味では、成績評価等が適切に実施されているかどうかについての根拠資料として何をどう残さなければいけないかということを、機構側として一律に決めるものではないという形になろうかと思えます。

そして、1の四角で囲った中ですが、試験答案によって根拠資料として提示する場合には、評価実施年度や評価実施前年度の授業科目の中から、評価部会が必要と判断する授業

科目について、合格最低点付近の試験答案、期末・中間試験の答案や小テスト、レポート等を中心に、必要に応じて不合格や最高点付近の試験答案等を含めて確認する場合がある、とあります。「確認する」とは、必要に応じて確認する場合があるということです。

○委員長 私なりに理解したところは、自己評価の根拠となる資料・データ等の収集、調査について一般原則があるということです。それが資料6に記載されています。この内容は、高専自体が何をもってエビデンスとするかということ判断するということです。機構側がこれについて指示する性格のものではないということです。

しかし、現実には、もう少し踏み込んだ資料なども参照したいことがあります。それをどのように扱うか、一応評価担当者の中で基準を設けておきたいということでしょうか。

○ あくまでも部会の委員の先生たちがご判断になったことによって、例えば試験答案を見る必要があればそれを見るということです。一律に何かの基準を設けるという性格のものではないということで考えていきたいです。

○委員長 なぜ、こういうことを機構として扱う必要があるのですか。今までどおりのままでは、やはり問題があるからでしょうか。

○ 4月25日の説明会のとき、質問者から、機構側が答案の保存を要求していると非常に強く出ておりました。機構側としては、特に根拠資料としてお示しいただくのは、答案以外であっても結構だという意味で、そのことを明確に提示する必要があるだろうということで、今検討しているところです。

○委員長 一般原則を示すだけでは、認証を受けようとしている当事者である高専が資料の用意や提供の程度について、判断に困るということでしょう。

○ そうです。例示がないと非常にわかりにくいということですから、資料6の2ページ目に、自己評価の根拠となる資料・データ等の例ということで、あくまでも例示として載せましたが、これを用意しなければいけないとお考えになる学校がかなり多く、特に試験答案について、そういう質問が集中したところがあります。

○委員長 これはJ A B E Eと比較すると理解しやすくなると思うのですが、その辺りのコメントをいただけないでしょうか。

○ J A B E Eの場合は、主要科目の答案を2年間保管すると言っていますので、2年前からの各科目について答案を保管し、それを審査の先生方が皆チェックされて、成績がどうかという判断をされるという現状です。

昨年試行を行ったときは、答案はほとんどなくて、どのようなアウトカムズになっているのかわかりませんでした。見せていただきたいということも言えませんでした。

根拠資料として、事前に答案を見せてほしいということが専門委員の先生から出た場合、2年間とか1年間の過去の話になりますので、集めることができないと思います。そのため、受けたいところが質問されたと思います。

○委員長 答案を学生に返しているところも少なくないと思うのですが、J A B E Eでこの辺が問題になったことがありました。

○ 答案は返すが、コピーその他を本人の了解をとって2年間保管することは、やはり学生の了解をとらないと、勝手に全部をコピーするのは難しい。

○委員長 今の学生の立場に観点を置いて考えた場合に、プライバシー等で答案を勝手に評価担当者に見られては困るというような主張はあり得ません。守秘義務が我々にもあります。

○ コピーする前に、答案を返しますので、審査等でコピーしてよろしいでしょうかと学生本人の了解が得ることが原則だと思います。しかし、単に保存している場合は、少し微妙でしょう。

いずれにしろ、このように機構側として何も言わないことはいいと思うのですが、もし

過去にさかのぼって答案を見せろという質問の場合、そういうことはしないということでもよろしいかと思います。

○副委員長 四角の中に書いてある文言と、下のほうの文言がちょっと矛盾していませんか。判断の主体が評価部会にあれば、学校が独自の判断で出すものとすれ違いが起こったときに困る。しかも、遡って準備しなければいけないものは対応できない。そのようなことがありますから、やはり基盤的にこういうことは準備しておいていただきたいと定めておいたほうがいいのではないのでしょうか。

● まず、このペーパーの性格については、4月25日に全高専を対象として実施した当機構の高専認証評価についての説明会の際に、特に試験答案等の取り扱いなどについて、JABEE等の経験、それとの違いなどを考慮されて多くの質問が寄せられました。これについては、適切に対応して、ご理解をいただいていると考えております。

また、17年度実施以降を対象とした6月13日の説明会については、さらに具体的な段階に入りますので、そこでもこれについてのいろいろな質問等が予想されます。

したがって、これまでの機構の中での検討について整理したのですが、やはり委員会としてご意見をいただき、こういう方向性でよろしいのかどうかを確認した上で、6月13日の説明会で予想される質問への対応の準備をしたいということです。

それから、先ほど四ツ柳先生から、下のほうの一般原則と、上の四角囲いのところが矛盾しているのではないかというご趣旨のご意見がありましたが、下はあくまで一般原則であって、上は常に試験答案を確認すると言っているわけではありません。試験答案は、成績評価等の適切な実施に関する根拠資料として端的に示すものであると思います。ですから常に用意しなさい、確認しますよと言っているわけではなくて、あくまで自己評価書の分析結果に基づいて、試験答案という形で確認することが必要であるという判断をした場合には、(2)のようなことをしたらどうかということです。

あくまで自己評価書の分析結果に基づいて、試験答案等がない、別の形で何か明確になるものであればよろしいという判断になる場合もあるかもしれませんが、やはり自己評価書を踏まえた上で、訪問調査の際に、試験答案等を確認することが必要と判断される場合もあると思いますが、一般原則としてどんな根拠資料を示すかは、成績評価等の根拠についても含めて、各高専にゆだねているものです。

○副委員長 部会が必要と認めるという言い方が、非常に不透明です。受ける側とすれば、相当幅広に準備しないと何を要求されるかわからないという問題点があると思います。それから、調査範囲は限られていますから抜き取り調査をするのですが、その主要項目として試験の答案が上がっていても、何もおかしくはないと思います。そのため、必須の項目の中に試験答案があり、そのほかに学校側が必要なものがあれば用意してアピールしなさいと言うほうが、むしろいいかと思います。

● 必須かどうかポイントだと思いますが、基本的には一般原則の中での取り扱いということで、ご意見をいただきながら整理したいと思います。

○ 受ける高専側の立場で申しますと、実際問題として絶対に困ります。不合格点の答案も見ることがあると言われると、全部とっておかなければなりません。四角の中の(2)はやはりまずいですが、(1)、(3)はいいです。

● ご指摘のように、具体的な箇所を整理することによって、より適切なものにまとめていただければと思っております。

○委員長 四角の中が議論になっていますが、(2)が必要な理由を納得できるように説明する必要があるように思います。評価側がなぜ必要なかと問われた場合に、きちっと答えられるようになっているかどうかと思います。

○ それも評価委員の立場でのご発言で、受けるほうは必要であると言われると、それに

対して反論できません。

○委員長 少なくとも必要な理由を、今までは提示していないのでしょうか。

○ 理由は、審査委員が「資料が足りませんよ」と言われました。

○委員長 足りませんというのは理由ではありません。それがないと判断できない理由。必要に応じてというのは、単に審査側がそう思っただけではないだろうと思います。やはり証拠を示す必要がある。それで、お互いに対等になる。

○ 対等ではないですよ。

○委員長 私が申し上げているのは、必要性を我々の評価側がほんとうに提示できるのかという問題提起を行っているのです。

○ 同じことを少し違う角度から議論したいのですが、自己評価書をご準備されるときに、自己評価実施要項を参照します。そこには、成績評価に関する根拠資料が書いてあります。

結局、四角の枠の中に、こういう根拠資料を自己評価のときに準備すると望ましいと例示として出しています。要するに、例示の解釈ですけれども、こういう資料が準備されていると審査で質問が出たときに対応しやすいと書いてあるわけです。ただ、全項目を用意しなければならないとは、この実施要領には書いていない。標準的には用意して欲しいが、用意していないから罰則を課すかどうかという話を詳細に議論したのかなと思いました。

資料6の四角の中ですが、(1)と(2)は、根拠資料として試験答案を見たい場合、全科目ではなく、ある特定の科目等について評価部会が試験答案を見せて欲しいと訪問する前に言うということです。準備できる場合には、それを根拠にして審査をするということですが、(3)にある種の救済があり、試験答案が準備できない場合に、それにかわる実施の根拠が示せるような資料を準備していただければよろしい、試験答案を準備しなかったことがペナルティーにはならないと書いています。

○委員長 評価側と審査を受ける側に対して、裁判官のような立場に立ったとすると、一般原則としては、何をもって根拠資料等とするかは、高等専門学校みずからが判断することであるにもかかわらず、評価側が、この資料が欲しいと言うわけです。その場合には、裁判官としては、納得されるような理由をきちっと説明する必要があるのではないかと思います。それは第三者が見ても、そう感じるのではないのでしょうか。

○ 理由を言っただけというのは確かによくわかるのですが、高専は学年制をとっており、最終の答案は、前年度しかないわけです。もし今年度の部会から、書類審査で要求されたとき、中間試験のような小さい試験しか答案が見られない。言われても準備ができないという状況です。

○委員長 理由があっても対応できないという現実があるということですね。

○副委員長 過去の答案が要るのですか。直近の過去2年間分とか。

○ それもないですね。

○ 先ほどから申しますとおり、四角の中の(2)の評価部会が必要と判断するということで引かかっています。あくまでも高専側から、この科目を見てくださいという準備なら、前もってできます。去年の分はどうなっていますかと言われても、担当の先生がどこかに行ってしまっているところもあります。あくまでもうちはこれですといったものについて評価部会が判断する。あなたのところの科目の選び方はおかしいというのなら、そのことをおっしゃればよろしいかと思います。

○ 当機構の機関別認証評価は、学校の教育研究活動等の現況を評価するということです。例えば答案に限らず、成績評価が適切に行われているかどうかを示す資料を提示できなかったとなれば、現状として、個々の先生たちが成績評価を適切にやっているかどうかをチェックできない体制にあるという形になろうかと思います。

○委員長 成績評価はしているが答案は保存していない。今はその話です。

- 学校が成績評価を適切に行っているかどうかを確認する手だては、別に答案に限らなくていいのですが。
- 委員長 学校の中ではきちっとやっているとしましょう。しかし、それを改めて出す必要はないと考えている。
- 見たかったら初めから言えばいいのです。
- 委員長 評価をきちっとやっているから、評価委員に出す必要がない場合にどうするかという話なのでしょう。それだと資料がないからといって、評価側がおかしいと決めつけるのもいかなものかと思います。
- 今、言われたのはもっともだと思います。一人一人の先生が成績を出してくるのですが、内容を校長が認定するときに、その先生に任せているところがあります。ですから、もっともだとは思いますが、現実的にはかなり厳しい問題だと思います。
- 副委員長 事前にこういうことをやってほしいということであればできるが突然要求されたら困る。
- 委員長 2年分の答案は用意しておいてほしいと言っておけば問題解決しそうですが、一般原則にそれを組み込むことについては、いろいろ問題があるのでしょうか。
- 認証評価そのものは、教育機関が行っている教育研究活動の現状をありのままに見せていただくというのが大原則です。認証評価のために、新たにこれを準備しなさい、ということではありません。
- 答案が必要な場合には、もちろん見せていただきたいが、なければならないのの評価をせざるを得ないということになると思います。
- 国立でしたら、大体同程度でやっているけれども、私学の場合は、技術、学術を教える前に、人格の形成を優先すべきであるとか、建学の精神、教育の目的等が出てきます。ですから、そういう学校が、例えばスポーツ等の活動で頑張っている学生の評価について、技術のAクラスであるからいいというだけでいいのでしょうか。
- それぞれの学校の水準とやり方があるから、非JABEEコースがあっても問題ないわけです。これは、全高専が受けなくてはならない制度ですから、この学生はだめだという基準が出てくるようなものではだめなのです。もう少し幅があったほうがいいと思います。
- 委員長 この議論は、生のご意見をお聞きしたいということが趣旨ですね。
- 副委員長 学校の教育方針に基づいて、教育成果が上がっていることの表明ができる資料を用意してくださいと言えればいいわけで、その中には例えばこんな資料もあるということです。それは、今までのコンセンサスで大体できているのではないかと思います。今、改めてこれを決めると、何か余計なファクターが入ってくる。ここの委員会が、今までずっと試行を通して運営してきたコンセンサスは、人、エンジニアを育てている状態が、ある資料をもって証明できればいいのではないですか。その中に答案が入っている。
- 委員長 試行のとき、資料が用意できなかったことはほとんどなかったのですか。
- 副委員長 答案がないという事例があったとおっしゃるのは、事前に範囲が明確じゃなかったのではないのでしょうか。
- 委員長 試行のときに答案がなくて困った例があったのですか。
- もともと用意してくださいと言ってなかったのでエビデンスが何もないのです。明確に成績を証明するものがあると言えば、評価の先生方はそれ以上踏み込まない。特に、過去の答案を求めないということが内部にあれば問題ないと思います。前は、そこまで徹底できていませんでしたので、答案も何もない。ですから、マクロ的な判断で、皆さん、要求されたと思います。
- 私が経験したものでは、事前に答案を用意してくださいと連絡したときに、双方向的なやりとりをした上で決めたような気がするので、必要と判断するというのを抜き打ち検

査みたいに解釈すると、去年やった実態とは違うなという気がします。

● 本日は、ご意見を伺ってというのですが、このペーパー自体を各高専にお配りする
という意図で用意しているものではなく、あくまで議論の材料としてお示しをしているも
のご理解いただきたいです。

今の全体的な各先生方のご意見としては、例えば枠の中の(2)の「評価部会が必要と
判断する」という言い方とか、あるいは(2)の下「必要に応じて不合格や最高点付近
の」という、かなり具体的なところを、誤解を受けない形で、かつ全体としてここを示す
ものがあるかと、かなりソフトな形で対応していくということが基本的な方向としてある
という印象を持ちました。また6月に、理解していただきやすいように、また過度な負担
感を与えるような言い方ではない形で整理を進めてまいりたいと思います。

○ 機構の理事の方々にお願いしたいのは、大学の認証評価でも、おそらく同質の問題を
抱えることになると思います。総合大学で全科目を抜き打ち検査的に保存することは想像
を絶する状態になりますので、ぜひ構造を考えていただきたい。

● まさに共通の問題でございますので、機構の中でも、高専に限ってということではな
く、共通して内部で検討しているということでございます。

○委員長 では、今後のスケジュールについて、事務局からご説明をお願いします。

● それでは、資料7、スケジュールについてご説明をいたします。高専認証評価に関す
る説明会の実施は4月25日に開催したものです。参加校数としては、56校の高専から
113名の方にご出席をいただいたところです。

続きまして、5月19日に専門委員の選考委員会を開催いたしました。

5月31日、第1回目の高等専門学校認証評価委員会を開催いたしております。

6月13日ですが各高等専門学校の自己評価を担当する方々に対して、高等専門学校の
機関別認証評価の仕組み、方法、自己評価書の作成方法などについて、評価に対する理解
を深めることを目的とする研修を行います。

○委員長 4月25日は、今回、評価を受ける高専以外も広く集まったのですか。

● すべての国公私立高等専門学校が参加しました。

○委員長 6月13日は、評価を受ける高専だけが対象ということですか。

● 基本的には、平成17年度に評価の申請を予定している高等専門学校を対象としてお
りますが、それ以外の高等専門学校についても、希望する場合についてはご出席をいた
だくという形を考えております。

参考資料5の5にあります、各基準の分析に当たっての留意点等について、特に時間
をかけて研修を実施することとしているところです。

また高等専門学校認証評価委員会(2回目)の開催ですが、6月28日(火曜日)、1
0時半から12時半で開催したいと考えております。本日、ご承諾をいただければと考え
ているところです。

○委員長 次回が6月28日の10時半から12時半としたいということです。特にご都
合のつかない方はいらっしゃいますか。それでは、ご出席いただけない方も大変恐縮で
すが、次回は6月28日(火曜日)の10時半から12時半といたします。

● 7月中旬、評価部会1回目の開催ということです。先ほども説明いたしましたように、第
1回目の評価部会の開催については、7月12日(月曜日)、10時から10時半に開催
させていただきたい。先ほど説明させていただいたとおり、平成17年度評価関連として、
評価担当者への研修を7月11日(月曜日)と12日(火曜日)に開催いたします。

7月下旬には17年度評価申請をする各高等専門学校から自己評価書の提出がありま
す。

また、18年度評価関連として、高等専門学校認証評価に関する説明会を開催すること

を予定しております。

以下、８月上旬から書面調査を開始していただくということです。９月上旬以降は現時点での日程案をおおむねお示しいたしました。８月以降については、また若干の調整が必要かとは存じますが、またご覧いただければと考えております。

○委員長 何かご質問はありませんでしょうか。

それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。長時間にわたり、ありがとうございました。

―― 了 ――